

受付期間延長しました！

府中市内飲食店 テイクアウト・デリバリー応援補助金

新型コロナウイルスの感染拡大により、ニーズが高まっているテイクアウト・デリバリー商品の利用を促すため、市内飲食店が実施するテイクアウト・デリバリー商品の消費者還元策を補助します！



補助額

1店舗あたり上限 **10万円** ※1店舗1回のみ



補助対象

下記すべてに該当する店舗

- ① 府中市内で飲食店を営む法人および個人事業主で、令和3年9月30日（木）までに事業を開始していること。
※飲食店を主とする営業形態であること。
小売を主としイートインを併設している店舗等は不可。
- ② 中小企業・小規模事業者であること。
※資本金5,000万円以下または従業員50人以下（中小企業基本法より）
- ③ 事業の改善に常に取り組んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ④ 暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがないもの。



受付期間

令和3年10月1日（金）～ **令和4年2月28日（月）**

※予算に達し次第受付を終了いたします。

※実施報告書の提出は令和4年3月10日（木）まで



対象経費

テイクアウトまたはデリバリーで提供する商品における消費者還元策に掛かる費用。

消費者還元策について

テイクアウト・デリバリー利用を促すような、消費者にとってお得な商品の販売であること。

※50%を超える高い割引率や、一般常識を超える高額商品の販売等は補助対象外です。

例：

- 店内700円で提供しているメニューを、期間中テイクアウトで500円にて提供。

⇒ **差額が対象経費**

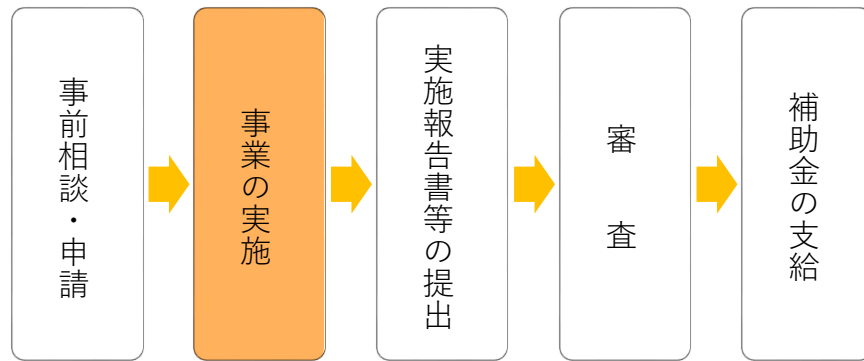
- 期間中、テイクアウトで通常200円で提供しているコロッケを1個サービス。

⇒ **サービス品の料金が対象経費**

一度は食べてみて欲しい自慢のメニューを、期間限定料金で提供して、リピーター獲得の機会に！



補助金交付までの流れ



※実施報告書の提出から支給まで2週間程度を予定

申請必要書類

- 申請前に必ず「事前相談」を行ってください。
- 必要書類を郵送または窓口にてご提出ください。
- 実施要項を確認の上、申請してください。



- ① 申請書兼誓約書（様式1）
- ② 飲食店営業許可証の写し（申請店舗分すべて）
- ③ 法人：履歴事項全部証明書の写し
個人：令和2年度確定申告書（第一表）の写し
- ④ 店舗の外観およびテイクアウト・デリバリー商品の写真データ
※特設ホームページへの写真掲載希望者のみ。
※写真データはメールにて送付ください。

※ 事業終了後には、別途報告書等の書類を提出していただきます。
詳細は要項・ホームページにてご確認ください。



申請書類入手先

- ・ むさし府中商工会議所ホームページ
たまごネット <http://www.tama5cci.or.jp/>
- ・ むさし府中商工会議所窓口
- ・ 府中市役所1階市民相談室、4階産業振興課
- ・ 市政情報センター
- ・ 市内各文化センター



提出先

むさし府中商工会議所 **府中市緑町3－5－2** 京王線東府中駅徒歩1分
TEL 042－362－6421
FAX 042－369－9889
メール info@tama5cci.or.jp

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、本補助金の取消・返還請求等を行います。